

第6節

震災対策

【 地震災害の現況と最近の動向 】

1. 平成27年以降の主な地震災害

平成27年中に震度1以上が観測された地震は、1,842回（前年2,052回）で、このうち、震度4以上を記録した地震は44回（同55回）となっている（第1-6-1表）。

また、平成27年1月から平成28年10月までに震度5強以上を記録した地震は、19回となっている（第1-6-2表）。

平成27年以降の主な地震災害については、以下のとおり。

なお、平成28年（2016年）熊本地震による被害等の状況については、特集ページを参照のこと。

(1) 徳島県南部を震源とする地震による被害等の状況

平成27年2月6日10時25分に徳島県南部を震源とするマグニチュード5.1の地震が発生し、最大震度5強が徳島県で観測された。なお、気象庁からは、この地震による津波の心配はない旨の発表があった。

震度5弱以上を観測したのは、徳島県のみであった。

消防庁では、10時25分に国民保護・防災部長を

長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」を設置し、震度5強を観測した徳島県に対し、適切な対応及び被害報告について要請を行った。

この地震による人的被害はなく、住家被害は一部破損1棟であった。

(2) 岩手県沖を震源とする地震による被害等の状況

平成27年2月17日13時46分に岩手県沖を震源とするマグニチュード5.7の地震が発生し、最大震度5強が青森県で観測された。なお、気象庁からは、この地震による津波の心配はない旨の発表があった。

各地の最大震度（震度5弱以上）は、【震度5強】青森県、【震度5弱】岩手県であった。

消防庁では、13時46分に国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」を設置し、震度5弱以上を観測した青森県、岩手県に対し、適切な対応及び被害報告について要請を行った。

この地震による人的被害、住家被害は発生しなかった。

(3) 宮城県沖を震源とする地震による被害等の状況

平成27年5月13日6時12分に宮城県沖を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、最大震度

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移

【出典】「気象庁資料」

区分年	震度1	震度2	震度3	震度4以上							計
				震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	小計	
平成18年	862	340	113	25	3	0	0	0	0	28	1,343
平成19年	1,351	520	170	48	4	2	1	2	0	57	2,098
平成20年	1,216	483	163	34	6	0	1	1	0	42	1,904
平成21年	1,068	399	124	36	3	0	1	0	0	40	1,631
平成22年	883	294	99	32	5	0	0	0	0	37	1,313
平成23年	6,518	2,863	976	253	45	17	4	4	1	324	10,681
平成24年	2,010	816	232	65	12	4	0	0	0	81	3,139
平成25年	1,523	613	187	52	5	6	1	0	0	64	2,387
平成26年	1,328	535	134	46	7	1	1	0	0	55	2,052
平成27年	1,175	474	149	34	5	5	0	0	0	44	1,842
平成28年	3,575	1,590	561	149	17	5	5	2	2	180	5,906

※平成28年は1月1日から10月31日までの数値

第1-6-2表 平成27年1月から平成28年10月までの国内の主な地震災害（震度5強以上）

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	消防庁の対応	震度5強以上を観測した市町村	主な被害状況
(1)	平成27年2月6日	10時25分	徳島県南部	5.1	5強	災害対策本部 (第2次応急体制)	徳島県：牟岐町	【住家被害】一部破損1棟
(2)	平成27年2月17日	13時46分	岩手県沖	5.7	5強	災害対策本部 (第2次応急体制)	青森県：階上町	
(3)	平成27年5月13日	6時12分	宮城県沖	6.8	5強	災害対策本部 (第2次応急体制)	岩手県：花巻市	【住家被害】一部破損3棟
(4)	平成27年5月30日	20時23分	小笠原諸島西方沖	8.1	5強	災害対策本部 (第2次応急体制)	東京都：小笠原村 神奈川県：二宮町	【人的被害】軽傷8人 【住家被害】一部破損2棟
(5)	平成27年7月13日	2時52分	大分県南部	5.7	5強	災害対策本部 (第2次応急体制)	大分県：佐伯市	【人的被害】軽傷3人 【住家被害】一部破損3棟
(6)	平成28年4月14日	21時26分	熊本県熊本	6.5	7	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度7〕 熊本県：益城町 〔震度6弱〕 熊本県：熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町 〔震度5強〕 熊本県：菊池市、宇土市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町	【人的被害】 死者139人 重傷957人 軽傷1,486人 程度不明138人 【住家被害】 全壊8,298棟 半壊31,249棟 一部破損141,826棟
(7)	平成28年4月14日	22時07分	熊本県熊本	5.8	6弱	災害対策本部 継続中	〔震度6弱〕 熊本県：益城町 〔震度5強〕 熊本県：熊本市、西原村	
(8)	平成28年4月15日	0時03分	熊本県熊本	6.4	6強	災害対策本部 継続中	〔震度6強〕 熊本県：益城町、宇城市 〔震度6弱〕 熊本県：熊本市、氷川町 〔震度5強〕 熊本県：八代市、宇土市、美里町、西原村、御船町、嘉島町	
(9)	平成28年4月15日	0時06分	熊本県熊本	5.0	5強	災害対策本部 継続中	熊本県：熊本市、益城町	
(10)	平成28年4月16日	1時25分	熊本県熊本	7.3	7	災害対策本部 継続中	〔震度7〕 熊本県：西原村、益城町 〔震度6強〕 熊本県：熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町 〔震度6弱〕 熊本県：八代市、玉名市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町 大分県：別府市、由布市 〔震度5強〕 福岡県：久留米市、柳川市、大川市、みやま市 佐賀県：佐賀市、神埼市、上峰町 長崎県：南島原市 熊本県：山鹿市、玉東町、長洲町、南小国町、小国町、産山村、高森町、甲佐町、芦北町 大分県：日田市、竹田市、豊後大野市、九重町 宮崎県：椎葉村、美郷町、高千穂町	
(11)	平成28年4月16日	1時45分	熊本県熊本	5.9	6弱	災害対策本部 継続中	〔震度6弱〕 熊本県：熊本市、益城町、合志市、菊陽町 〔震度5強〕 熊本県：西原村、玉名市、菊池市、和水町、大津町、嘉島町	【人的被害】 死者139人 重傷957人 軽傷1,486人 程度不明138人 【住家被害】 全壊8,298棟 半壊31,249棟 一部破損141,826棟
(12)	平成28年4月16日	3時03分	熊本県阿蘇	5.9	5強	災害対策本部 継続中	熊本県：阿蘇市、南阿蘇村	
(13)	平成28年4月16日	3時55分	熊本県阿蘇	5.8	6強	災害対策本部 継続中	〔震度6強〕 熊本県：産山村 〔震度5強〕 熊本県：阿蘇市、南阿蘇村	
(14)	平成28年4月16日	9時48分	熊本県熊本	5.4	6弱	災害対策本部 継続中	〔震度6弱〕 熊本県：菊池市	
(15)	平成28年4月18日	20時41分	熊本県阿蘇	5.8	5強	災害対策本部 継続中	熊本県：阿蘇市、産山村	
(16)	平成28年4月19日	17時52分	熊本県熊本	5.5	5強	災害対策本部 継続中	熊本県：八代市	
(17)	平成28年4月29日	15時09分	大分県中部	4.5	5強	災害対策本部 継続中	大分県：由布市	
(18)	平成28年6月16日	14時21分	内浦湾	5.3	6弱	災害対策本部 (第3次応急体制)	北海道：函館市	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】一部破損3棟
(19)	平成28年10月21日	14時07分	鳥取県中部	6.6	6弱	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度6弱〕 鳥取県：倉吉市、湯梨浜町、北栄町 〔震度5強〕 鳥取県：鳥取市、三朝町 岡山県：鏡野町、真庭市	【人的被害】 重傷5人 軽傷23人 【住家被害】 全壊2棟 半壊3棟 一部破損7,852棟

(備考) 平成27年は「災害年報」、平成28年は10月31日までにおける「消防庁被害報」により作成

5強が岩手県で観測された。なお、気象庁からは、この地震による津波の心配はない旨の発表があった。

各地の最大震度（震度5弱以上）は、【震度5強】岩手県、【震度5弱】宮城県であった。

消防庁では、6時12分に国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」を設置し、震度5弱以上を観測した岩手県、宮城県に対し、適切な対応及び被害報告について要請を行った。

この地震による人的被害はなく、住家被害は一部破損3棟であった。

(4) 小笠原諸島西方沖を震源とする地震による被害等の状況

平成27年5月30日20時23分に小笠原諸島西方沖を震源とするマグニチュード8.1の地震が発生し、最大震度5強が東京都と神奈川県で観測された。なお、気象庁からは、この地震による津波の心配はない旨の発表があった。

各地の最大震度（震度5弱以上）は、【震度5強】東京都、神奈川県、【震度5弱】埼玉県であった。

消防庁では、20時24分に国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」を設置し、震度5弱以上を観測した埼玉県、東京都、神奈川県に対し、適切な対応及び被害報告について要請を行った。

この地震による人的被害は軽傷8人、住家被害は一部破損が2棟であった。

(5) 大分県南部を震源とする地震による被害等の状況

平成27年7月13日2時52分に大分県南部を震源とするマグニチュード5.7の地震が発生し、最大震度5強が大分県で観測された。なお、気象庁からは、この地震による津波の心配はない旨の発表があった。

各地の最大震度（震度5弱以上）は、【震度5強】大分県、【震度5弱】愛媛県、熊本県であった。

消防庁では、2時52分に国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」を設置し、震度5弱以上を観測した愛媛県、大分県、熊本県に対し、適切な対応及び被害報告について要請を行った。

この地震による人的被害は軽傷3人、住家被害は一部破損3棟であった。

(6) 内浦湾を震源とする地震による被害等の状況

平成28年6月16日14時21分に内浦湾を震源とするマグニチュード5.3の地震が発生し、最大震度6弱が北海道で観測された。なお、気象庁からは、この地震による津波の心配はない旨の発表があった。

震度5弱以上を観測したのは、北海道のみであった。

消防庁では、14時21分に消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」を設置し、震度6弱を観測した北海道に対し、適切な対応及び被害報告について要請を行った。

この地震による人的被害は軽傷1人、住家被害は一部破損3棟であった。

(7) 鳥取県中部を震源とする地震

平成28年10月21日14時07分に鳥取県中部を震源とするマグニチュード6.6の地震が発生し、最大震度6弱が鳥取県で観測された。なお、気象庁からは、この地震による津波の心配はない旨の発表があった。

各地の最大震度（震度5弱以上）は、【震度6弱】鳥取県、【震度5強】岡山県、【震度5弱】島根県であった。

消防庁では、14時07分に消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」を設置し、震度5弱以上を観測した鳥取県、岡山県、島根県に対し、適切な対応及び被害報告について要請を行った。

この地震による人的被害は重傷5人（鳥取県4人、岡山県1人）、軽傷23人、住家被害は全壊2棟、半壊3棟、一部破損7,852棟であった（10月31日時点）。

震災対策の現況

1. 震災対策の推進

消防庁では、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺型地震に係る特別措置法や「大規模地震防災・減災対策大綱」（第1-6-3表）等に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画及び地震防災強化計画等に関する助言、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、震災対策に関する調査研究等を行っているほか、緊急消防援助隊の充実強化、地方公共団体における防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を推進している。

(1) 南海トラフ地震対策

南海トラフ^{*1}沿いの地域では、ここを震源域として100年から150年間隔で大規模地震が繰り返し発

生しており、近年では、昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生している。東海地震の領域は発生から160

第1-6-3表 大規模地震対策の概要

項目	内 容	東海地震 地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	南海トラフ地震 地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村	首都直下地震 緊急対策区域 10都県 310市町村	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 地震防災対策推進地域 5道県 117市町村	中部圏・近畿圏直下地震
被害想定	想 定 地 震	東海	南海トラフ	都心南部直下	宮城県沖	上町断層
	死 者 数(人)	約9,200	約323,000	約23,000	約290	約42,000
	全 壊 建 物 数(棟)	約460,000	約2,386,000	約610,000	約21,000	約970,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約215兆	約95兆	約1.3兆	約74兆
基本法令	<ul style="list-style-type: none"> ・地震予知に資する観測・測量体制の強化 ・直前予知を前提とした警戒避難態勢 <ul style="list-style-type: none"> ・観測・測量体制の整備努力 ・防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等 		<p>大規模地震対策特別措置法 (S53)</p>			
				<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (H25)</p>	<p>首都直下地震対策特別措置法 (H25)</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (H16)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率嵩上等 		<p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (S55)</p>			
大 紹	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの ・中央防災会議が決定する 					
					<p>大規模地震防災・減災対策大綱 H26.3策定</p>	
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各基本法令に基づき作成 ・強化（推進）地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急（対策）計画の基本となるべき事項等を定めたもの ・中央防災会議が決定する（緊急対策推進基本計画は閣議決定） 	<p>地震防災基本計画 S55.4策定</p>	<p>推進基本計画 H26.3策定</p>	<p>緊急対策推進基本計画 H26.3策定 H27.3変更</p>	<p>推進基本計画 H18.3策定</p>	—
応急対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したもの（個々の地震毎に別途具体計画を策定する） ・中央防災会議が決定する 				<p>大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H26.3策定</p>	

* 1 南海トラフ：駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域

年が経過しており、切迫性が指摘され、また、東南海・南海地震については前回地震から、既に60年以上が経過していることから、今世紀前半にも発生することが懸念されている（第1-6-1図）^{*2}。

南海トラフ地震が発生した場合は著しい被害が発生する可能性があるため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づいて「南海トラフ地震防災対策推進地域」として1都2府26県707市町村（平成28年4月1日現在）が指定され、また、推進地域のうち、津波避難対策を特別に強化すべき地域を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」として1都13県139市町村（平成28年4月1日現在）が指定され、地震防災対策の強化が図られている。

平成27年3月には、「南海トラフ地震における具

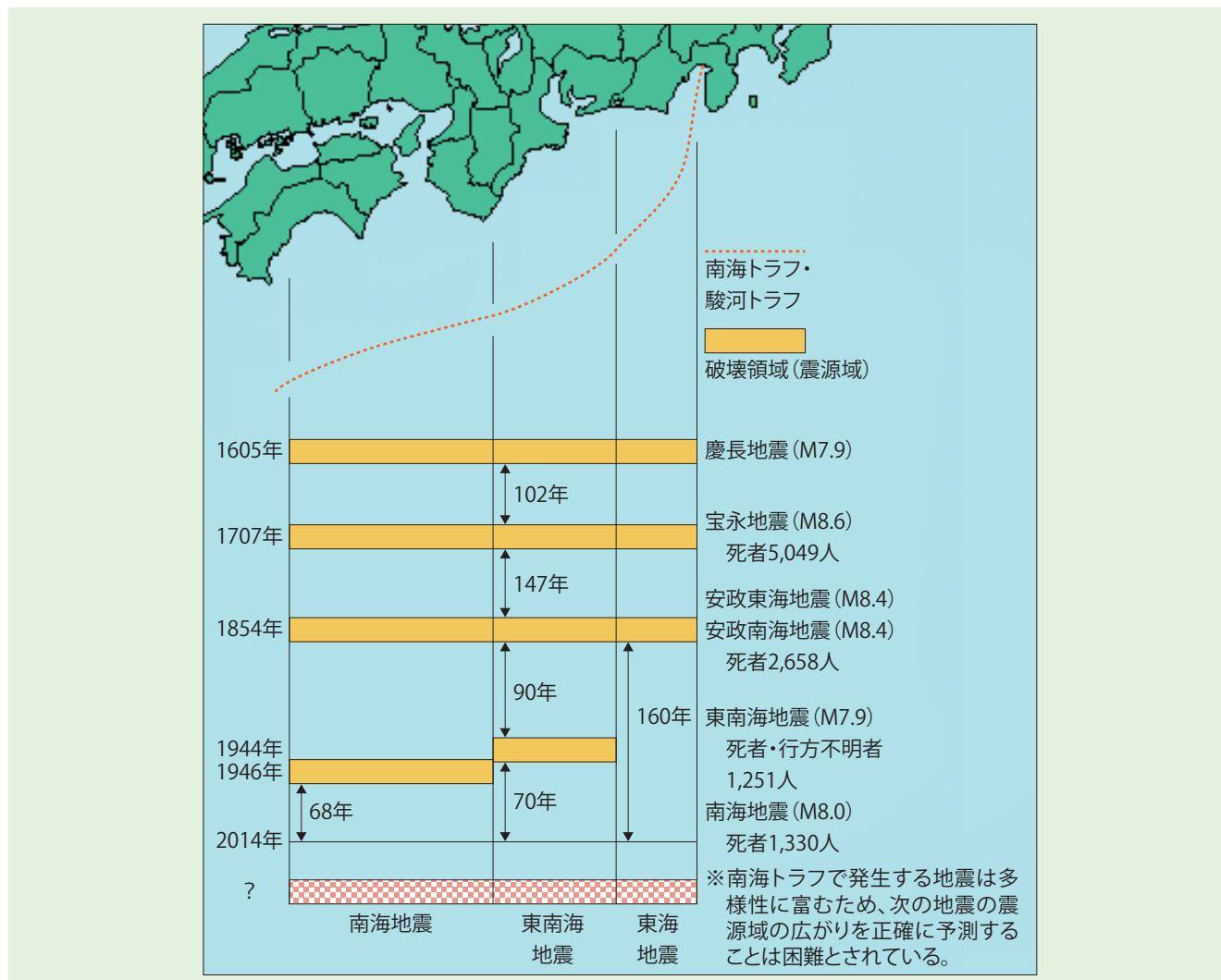
体的な応急対策活動に関する計画」が策定され、国が実施する応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び防災拠点に関する活動内容が具体的に定められた。

これを受け消防庁では、発災直後から、被災府県内の消防を最大限動員するとともに、全国から最大勢力の緊急消防援助隊を可能な限り早く的確に投入するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めている。

（2）首都直下地震対策

首都地域は、人口や建築物が密集するとともに、我が国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が高度に集積している地域であり、過去にもマグニチュード7クラスの地震や相模トラフ^{*3}沿いのマグニチュー

第1-6-1図 東海地震と東南海・南海地震



* 2 地震調査研究推進本部の地震調査委員会によると、マグニチュード8～マグニチュード9クラスの南海トラフの地震が今後30年以内に発生する確率は、70%程度となっている。また、最大クラスの地震の発生頻度は、100～200年の間隔で繰り返し起いている大地震に比べ、一桁以上低いとされている。

* 3 相模トラフ：房総半島沖から相模湾にかけて海底に横たわる細長い凹地

ド8クラスの大規模な地震が発生している^{*4}（第1-6-2図）。こうした大規模な地震が発生した場合には、被害が甚大となり、かつ影響が広域に及ぶものとなるおそれがある。

このため、「首都直下地震対策特別措置法」に基づき、首都直下地震により著しい被害が生じるおそれがあるため緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を「首都直下地震緊急対策区域」として1都9県309市区町村（平成28年3月31日時点）が指定されている。

さらに、同法に基づき、首都中枢機能の維持及び滞在者等の安全確保を図るべき地区を「首都中枢機能維持基盤整備等地区」として千代田区・中央区・港区・新宿区（平成28年4月時点）が指定されている。

平成27年3月には、同法に基づき策定された「緊急対策推進基本計画」について、今後10年間で達成すべき減災目標及び目標を達成するための施策の具体目標を設定する変更を行った。

また、平成28年3月には、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が策定され、国が実施する応急対策に係る緊急輸送ルート・救助・救急・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、帰宅困難者対応及び防災拠点に関する活動内容が具体的に定められた。

消防庁では、防災拠点となる公共施設の耐震化、感震ブレーカー等の設置による電気に起因する出火の防止、石油コンビナート防災対策の充実等に取り組んでいる。

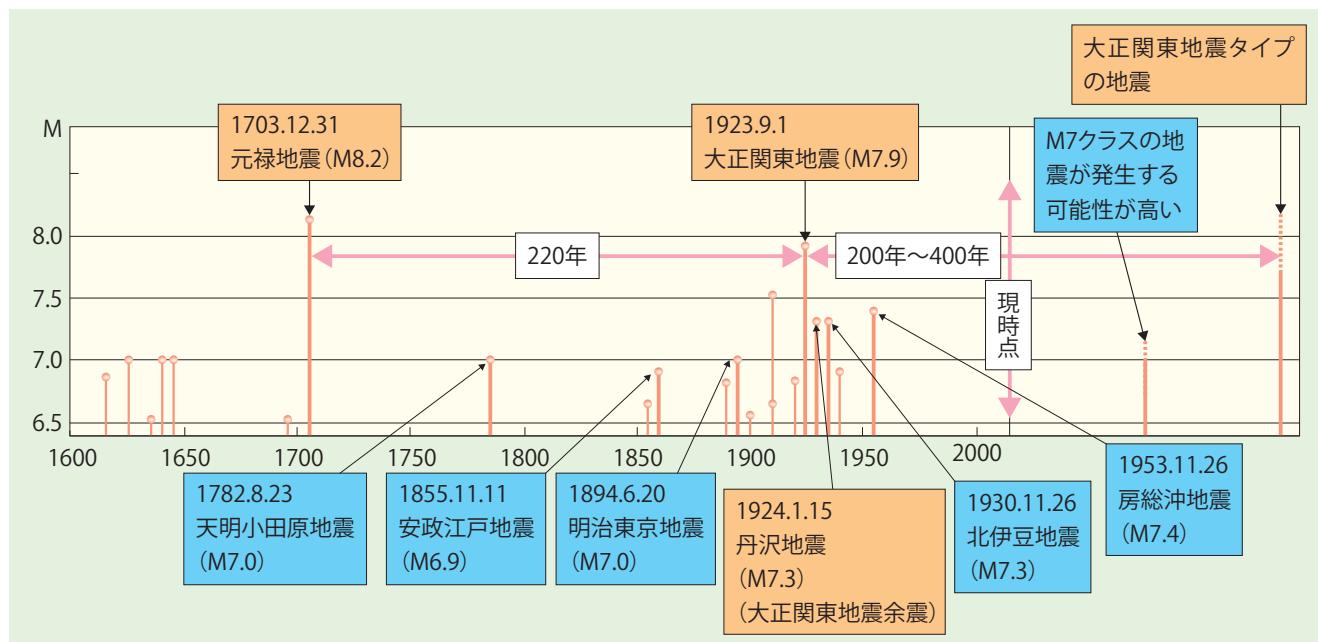
（3）東海地震対策

東海地震については事前の予知の可能性があることから、昭和53年（1978年）12月に施行された大規模地震対策特別措置法により、東海地域を中心とする1都7県157市町村（平成28年4月1日現在）が地震防災対策強化地域として指定され、東海地震の予知情報が出された場合の地震防災体制を整備し、地震による被害の軽減を図ることとしている。

また、東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に「東海地震注意情報」が、東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合に、「東海地震予知情報」がそれぞれ発表されることとなっており、これらの情報が発表された場合には政府として防災対応を行うこととされている（第1-6-3図）。

消防庁においても「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合にはあらかじめ指定された職員が参集し災害対策室を設置するほか、「東

第1-6-2図 この400年間における南関東の大きな地震



*4 地震調査研究推進本部の地震調査委員会によると、南関東でのマグニチュード7程度の地震が今後30年以内に発生する確率は、70%程度となっている。

第1-6-3図 東海地震に関する情報と防災対応

危 険 度	情報名	主な防災対応				
	東海地震 予知情報 <small>※「警戒宣言」に伴って発表</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震災害警戒本部設置 ●地震防災応急対策の実施 				
	東海地震 注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ●準備行動(準備体制)開始の意志決定 ●救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 ●住民に対する適切な広報 				
	東海地震 に連関する 調査情報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">臨時</td> <td style="padding: 2px;">●情報収集 連絡体制</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">定例</td> <td style="padding: 2px;">●防災対応は特になし</td> </tr> </table>	臨時	●情報収集 連絡体制	定例	●防災対応は特になし
臨時	●情報収集 連絡体制					
定例	●防災対応は特になし					

「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」が発表された場合には全職員が参集し災害対策本部を設置して災害応急対応に当たることとしている。

(4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

日本海溝・千島海溝周辺では、過去において大津波を伴う地震が多数発生しており、東日本大震災もこの領域で発生している。地震防災対策を推進する必要がある地域を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として1道4県117市町村（平成28年4月1日現在）が指定され、対策の強化が図られている。

(5) 中部圏・近畿圏直下地震対策

中部圏・近畿圏の内陸には多くの活断層があり、次の東南海・南海地震の発生に向けて、中部圏及び近畿圏を含む広い範囲で地震活動が活発化する可能性が高い活動期に入ったと考えられるとの指摘もある。この地域の市街地は府県境界を越えて広域化しており、大規模な地震が発生した場合、甚大かつ広範な被害が発生する可能性がある。

中部圏・近畿圏直下地震への防災対策については、平成21年4月にマスターplanとして「中部圏・近畿圏直下地震対策大綱」が中央防災会議で決定されたが、大規模地震対策を一体的に進めていくため、平成26年3月に首都直下地震対策大綱等とともに「大規模地震防災・減災対策大綱」に統合されている。

(6) その他

ア 防災基盤の整備と耐震化の推進

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された「地震防災対策特別措置法」に基づき、全ての都道府県において「地震防災緊急事業五箇年計画」が作成され、同計画に基づき、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送道路の整備、社会福祉施設・公立小中学校等の耐震化及び老朽住宅密集市街地対策等が実施されてきている。

同計画は、第1次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8年度（1996年度）～平成12年度（2000年度））から第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年度～平成27年度）と策定され、防災基盤の整備に向けた事業への積極的な取組が続けられている。

消防庁では、大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等について、地方単独事業として行われる耐震改修事業に対し、地方債と地方交付税による財政支援を行っている。また、地方公共団体が緊急に防災・減災に取り組む事業に対し、「緊急防災・減災事業」（起債充当率100%、交付税措置率70%）による財政支援を行っている。

イ 消防力の充実強化

（ア）耐震性貯水槽の整備

大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予測される。

このため、消防庁では、地震が発生しても消防水利が適切に確保されるよう、国庫補助による耐震性貯水槽の整備を進めているところであり、平成28年4月1日現在、全国で、11万707基が整備されている。

（イ）震災対策のための消防用施設等の整備の強化

地震防災対策強化地域における防災施設等の整備や地震防災緊急事業五箇年計画に基づく防災施設等の整備については、国の財政上の特例措置が講じられている。また、地方単独事業についても地方債と地方交付税の措置により地方公共団体の財政負担の軽減が図られてきた。大規模地震発生後における防災活動が迅速かつ的確に行われ震災被害を最小限に抑えるためには、今後とも中・長期的な整

備目標等に基づき、より一層の消防防災施設等の整備促進を図っていくことが必要である。

ウ 津波対策の推進

我が国においては、地震とそれに伴い発生する津波によって、過去に大きな被害が生じており、東日本大震災においても津波によって甚大な被害が発生した。

実効性のある津波避難対策を実施するためには、都道府県が津波浸水想定区域図を作成すること、それに基づき、市町村が避難対象地域の指定、緊急避難場所等の指定、避難指示等の情報伝達、避難誘導等を定める必要がある。

消防庁では、地方公共団体における津波避難の取組を推進するため、都道府県が作成すべき「市町村における津波避難計画策定指針」や市町村が住民と一緒にになって行う「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」を示す「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を地方公共団体に通知する（平成25年3月）など、市町村における津波避難対策を促進している。

さらに、地方公共団体が整備する津波避難タワー、住民の避難経路となる避難路・避難階段、浸水想定区域内からの公共施設等の移転などに係る地方単独事業に要する経費について「緊急防災・減災事業」等の地方債と地方交付税による支援を行っている。

エ 地域防災計画（震災対策編等）の作成・見直しへの取組

地震災害は地震動による建築物の損壊のみならず、津波、火災、山崩れ等による二次的災害も含んだ複合的な災害であり、被害も広範囲に及ぶという特性を有するものであるため、地域防災計画において、他の災害とは区分して「震災対策編」等として独立した総合的な計画を作成しておく必要がある。

さらに、平成23年12月の防災基本計画の修正により、これまで震災対策編の一部とされていた津波災害対策について、新たに独立して「津波災害対策編」が設けられた（震災対策編は「地震災害対策編」とされた。）。

また、地域防災計画の作成・見直しにおいては、被害想定に基づく防災体制の見直しや、近隣地方公共団体における計画との整合性に留意するとともに、職員参集・配備基準をはじめ各種応急体制の整

備・充実、災害時における職員の役割や関係機関等との連絡体制等を明確にするなど、地域防災計画の実効性の向上に努めることが重要である。

2. 地方公共団体における震災対策

地方公共団体においては、地域の実情に即した震災対策を推進するため、消防力の充実強化、地域防災計画の見直し、避難場所・避難所、避難路・避難階段の整備、地域住民に対する防災知識の普及・啓発、津波対策、物資の備蓄、地震防災訓練等について積極的に取り組んでいる。

（1）地域防災計画（震災対策編等）の作成状況

平成28年4月1日現在、都道府県において、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」（又は「地震災害対策編」）として項目を設けて定めているものが43団体、「節」等を設けているものが4団体となっている。一方、市町村（全1,741団体）においては、「震災対策編」（又は「地震災害対策編」）として項目を設けているものが1,375団体、「節」等を設けているものが235団体、「その他の災害等」として扱っているものが37団体となっている。

（2）震災時等における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されることから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間で、震災時等における相互応援協定を締結している。

さらに、阪神・淡路大震災を契機に、平成8年（1996年）7月、全国知事会において「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」が締結され、各都道府県間等の応援協定では対応できないような災害が発生した場合における、全国レベルでの相互応援体制が整備されている。東日本大震災では、全国知事会が協定に基づき、被災4県からの要望等に基づき、食料品、生活用品、燃料等の救援物資を提供した。

なお、地方公共団体においては、民間団体等との間で、物資、災害復旧、救急救護、放送要請及び輸送などに係る応援協定を締結している（第1-6-4表）。

第1-6-4表 地方公共団体と民間団体等の応援協定の締結状況

(平成28年4月1日現在)

区分	団体数	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定	物資に関する協定	その他
都道府県	47	47	47	46	47	47	47
市町村	1,741	636	921	811	1,451	1,526	810

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

第1-6-5表 主な備蓄物資の状況

(平成28年4月1日現在)

区分	団体数	備蓄物の保有状況										
		食糧	食糧の内訳					飲料水	毛布等	ローソク	携中電灯	テント
			乾パン	麺類	インスタント	米	缶詰					
都道府県	47	47	37	37	44	39	39	46	47	32	38	32
市区町村	1,741	1,601	984	526	1,399	728	677	1,512	1,667	660	1,344	1,008

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 公的備蓄又は流通在庫のいずれかを確保している団体数を計上

第1-6-6表 震災対策施設等整備事業費

(平成27年度)
(単位:百万円)

事業名	都道府県事業費		市町村事業費	
	国庫	単独	国庫	単独
避難地・避難路整備事業	25,911	49,856	12,057	5,532
防災行政無線整備事業	0	13,852	15,312	42,745
備蓄倉庫整備事業	24	332	1,733	3,883
防災センター整備事業	2,095	1,176	9,195	4,521
防災資機材整備事業	275	143	390	4,364
耐震性貯水槽整備事業	83	0	2,056	3,714
大震用車両整備事業	0	0	0	32
地震観測機器整備事業	152	0	0	87
備蓄物資整備事業	5	881	224	7,054
その他	18,777	13,713	1,456	4,148
小計	47,322	79,953	42,423	76,080
合計	127,275		118,503	

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 端数処理をしているため、各数値の合計と合計欄が一致しない場合がある。

(3) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び、震災時に必要な物資の流通在庫を確保することに努めている（第1-6-5表）。

(4) 震災対策施設等の整備事業

平成27年度において、震災対策施設等の整備促進のため、都道府県が実施した事業費は約1,273億円、また、市町村が実施した事業費は約1,186億円である（第1-6-6表）。

(5) 震災訓練の実施状況

平成27年度においては、43都道府県と934市町村が総合防災訓練を実施している（第1-6-7表、第1-6-8表）。

(6) 津波対策の実施状況

大規模な地震が発生した場合、沿岸地域では津波の発生が予想されることから、地方公共団体においては各種の津波対策が進められている。

平成28年4月1日現在、海岸線を有する市町村は646団体であり、その中で過去の地震の記録や海岸の地形等を踏まえ、津波浸水予想地域を定めている団体が612団体、津波災害を想定した避難地が2万3,263か所定められている。

また、緊急時に住民が迅速・的確に行動する必要があることから、津波を想定した訓練が平成27年度は367団体で実施されている。

第1-6-7表 都道府県における震災対策訓練の実施状況

(平成27年度)

区分	総合訓練		
		うち広域応援を含んだもの	うち自衛隊が参加したもの
訓練実施延べ回数	91	57	71
参加人員	244,107	122,419	165,836
団体数	43	32	43

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

第1-6-8表 市町村における震災対策訓練の実施状況

(平成27年度)

区分	震災総合訓練	個別訓練							
		職員参集訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応援物資搬送訓練	その他の訓練
訓練実施延べ回数	1,338	368	1,615	560	985	603	565	202	1,708
参加人員	3,835,166	90,173	1,871,397	238,888	649,212	172,311	198,038	75,301	1,229,883
団体数	934	255	422	147	302	159	138	54	237

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

震災対策の課題

1. 耐震化の一層の推進

大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等の耐震率は90.9%（平成27年度末現在）となっており、早急かつ計画的な公共施設等の耐震化を推進することが必要である。

2. 南海トラフ地震・首都直下地震などへの対策、津波対策の推進

過去には、南海トラフ沿いの東海地震、東南海地震、南海地震が同時期に発生していることが分かっており、今後、東海地震が相当期間発生しなかった

場合には、東海地震、東南海地震、南海地震が連動して発生する可能性も生じてくると考えられる。

また、首都圏において大規模な首都直下地震が発生した場合には、政治、行政、経済等の中枢機能への障害や、我が国全体の国民生活及び経済活動に支障が生じるほか、海外への影響の波及や膨大な人的・物的被害も懸念される。

東日本大震災の教訓を踏まえて、南海トラフ沿いの東海地震、東南海地震、南海地震が同時に発生することを想定した大規模な南海トラフ地震や首都直下地震などへの対策を推進していく必要がある。

また、市町村においては地域防災計画等における津波避難に関する事項の策定の促進など、津波対策を推進していくことが必要である。